

オンライン翻訳サービス利用約款

GMOスピード翻訳株式会社

GMOスピード翻訳株式会社（以下、「当社」という。）が提供するオンライン翻訳サービス（以下、「本サービス」という。）の内容やその申込方法等については、このオンライン翻訳サービス利用約款（以下、「本利用約款」という。）で定めています。本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本サービスの利用をお断りしますので、会員登録の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。

第1章 本利用約款の目的

第1条（本利用約款の目的）

本利用約款は、本サービスの内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。

第2章 会員登録

第2条（会員登録の方法）

1. 本サービスの申込者（以下、「お客さま」という。）は、当社のウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行う方法により会員登録の申込を行うものとします。
2. 会員登録に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本利用約款の内容の全部又は一部を承諾しない方については、会員登録をお断りしますので、その場合には前項に定める申込のための送信の操作を行わないでください。

第3条（承諾を行わない場合）

当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、会員登録の申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違反して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスを締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 第3条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
- (6) 本人確認を行うことができない場合。
- (7) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第3章 本サービスの内容

第1節 基本サービスとオプションサービス

第4条（基本サービス）

1. 当社は、次の各号に掲げるサービスを基本サービスとしてお客さまに提供します。それぞれのサービスの内容は、次節以降に定めるものとします。

- (1) スピード翻訳サービス
 - (2) オークション翻訳サービス
2. 本利用約款において、翻訳データとは本サービスにもとづき翻訳された原稿の内容を記載したデータをいいます。当社は、翻訳データを当社が別途定める方法でお客さま又はお客さまの指定する者に対し引き渡すものとしします。
 3. 本利用約款において、翻訳者とは、当社が本サービスを提供するために契約する外部の翻訳者をいいます。

第5条 (オプションサービス)

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、オプションサービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別にオプションサービスの利用に関する規則を定める場合があります。オプションサービスを利用するお客さまは、本利用約款のほか、当該オプションサービスに関する規則についても遵守してください。

第6条 (サポート)

1. 当社は、本サービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス (以下、「サポート」という。) を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第2節 スピード翻訳サービスの内容

第7条 (スピード翻訳サービス)

スピード翻訳サービスとは、当社がお客さまから依頼を受けた原稿の翻訳を翻訳者に委託し、当該翻訳者による翻訳データをお客さまに引き渡すサービスをいいます。

第8条 (スピード翻訳サービスの利用開始)

1. お客さまは、次の各号に掲げる全ての要件を満たした時点でスピード翻訳サービスを利用することができます。
 - (1) お客さまが、第2条第1項に定める方法により、当社に対してスピード翻訳サービスの申込を行うこと。
 - (2) 当社が別に定める時間内に、翻訳者が当社に対して翻訳業務を受託する旨の意思表示を行うこと。
 - (3) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、スピード翻訳サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) クレジットカードによる利用料金の支払をする場合において、クレジットカード会社の承認を得られない場合。
 - (2) お客さまが翻訳を依頼しようとする原稿の内容が、善良な性風俗その他公序良俗を害する恐れのあるものである場合。
 - (3) 第3条各号に定める事由がある場合。

第9条 (スピード翻訳サービスの利用料金)

1. スピード翻訳サービスの利用料金は、当社が別に定める基準にしたがって算出される額とします。
2. 当社は、前項の利用料金を算出するための基準をあらかじめ定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。

第3節 オークション翻訳サービスの内容

第10条 (オークション翻訳サービス)

オークション翻訳サービスとは、お客さまによる翻訳者の決定、翻訳料の決定及び決済並びに当該翻訳者に対す

る翻訳業務の委託を可能にするシステムを提供するサービスをいいます。

第11条（オークション翻訳サービスの利用開始）

1. お客様は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした時点でオークション翻訳サービスを利用することができます。
 - (1) お客様が、第2条第1項に定める方法により当社に対しオークション翻訳サービスの申込を行うこと。
 - (2) 翻訳者の入札に対してお客様の落札が成立し、お客様が次条により決定した利用料金全額を支払うこと。ただし、第27条第1項にもとづき、当社の銀行預金口座への振込により利用料金を支払うお客様については、この限りではありません。
2. 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、オークション翻訳サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) クレジットカードによる利用料金の支払をする場合において、クレジットカード会社の承認を得られない場合。
 - (2) お客様が翻訳を依頼しようとする原稿の内容が、善良な性風俗その他公序良俗を害する恐れのあるものである場合。
 - (3) 第3条各号に定める事由がある場合。

第12条（オークション翻訳サービスの利用料金）

オークション翻訳サービスの利用料金は、当社のシステム上において、(1)お客様が希望翻訳料を入力し、これに対し(2)翻訳者が希望受託金額を入力（入札）し、これに(3)お客様が同意（落札）する方法により決定するものとします。

第4章 お客様の義務

第13条（翻訳データの検査）

1. お客様は、翻訳データの引渡しを受けたときは、3営業日以内に翻訳データの検査を行い、当社に対して検査結果を通知するものとします。
2. お客様は、検査の結果不合格であった場合は、不合格の理由等を直ちに書面で当社に通知するものとします。
3. 第1項に定める期間内にお客様からの通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。
4. 当社は、第2項に定める不合格の通知を受領した場合には、当該通知を受領後、5営業日以内に修正した翻訳データをお客様に引き渡すものとします。

第14条（ID等の管理）

1. お客様は、当社がお客様に発行したユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. お客様は、ID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負いません。

第15条（お客様と第三者との間における紛争）

お客様は、本サービス又は翻訳データの利用に際して第三者との間において生じた一切の紛争について、お客様自身の責任でこれを誠実に解決しなければなりません。

第16条（違法行為等の禁止等）

1. お客様は、本サービス又は翻訳データを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客様は、本サービス又は翻訳データを第三者が不正に利用して法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。
3. 当社は、お客様の依頼に従って翻訳した内容が違法又は善良な性風俗その他公序良俗を害するものであっても、一切責任を負いません。

第17条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客様は、本利用約款にもとづくお客様の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。
2. お客様は、当社が別に定める場合を除くほか、本利用約款にもとづいて当社がお客様に提供するサービスを有償又は無償で第三者に利用させることができません。

第18条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客様は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在若しくは内容を漏らし、又は本サービスの利用以外の目的でこれを利用してはいけません。
2. 前項の規定は、本サービスの利用終了後も適用するものとします。

第19条（当社からの通知）

1. 当社がお客様に対して電子メール、郵便又はファックス等で通知をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の通知の内容をお客様が理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等をお客様が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第20条（変更の届出）

1. 会員登録及び基本サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本サービスにもとづくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本サービスにもとづくお客様の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第21条（本サービスの利用に関する規則）

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客様が遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客様に知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客様に知らせます。
3. お客様は、本利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第5章 免責

第22条 (不可抗力)

当社は、天災、疫病の蔓延、コンピューターウイルス、セキュリティの欠陥、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社若しくは翻訳者が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第23条 (免責)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、瑕疵の修補、データ、プログラム及びその他一切の電磁的記録の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
 - (1) 翻訳内容に過誤があったこと。
 - (2) 納期までに翻訳が完了しなかったこと。
 - (3) 第13条第4項に定める時期までに修正した翻訳データを送付できなかったこと。
 - (4) 当社が提供する翻訳者の情報等に誤りがあったこと。
 - (5) 当社の設備の故障その他の事由により本サービスを利用することができなかったこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第24条 (担保責任の否定)

1. 次の各号に掲げる事項のほか、本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
 - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本利用約款は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第25条 (消費者契約に関する免責の特則)

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、お客さまが当社に支払った利用料金の金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第6章 利用料金

第26条 (利用料金)

1. お客さまは、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。
2. 本サービスの利用及び利用料金の支払に際して生じる公租公課、その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

第27条（利用料金の支払方法）

1. お客さまは、基本サービスの申込の際に、利用料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。ただし、お客さまが個人の場合には、第2号に定める方法は選択できないものとします。
 - (1) クレジットカード
 - (2) 当社の銀行預金口座への振込
2. 利用料金の支払方法としてクレジットカードを選ぶ場合には、基本サービスの申込の際に、利用するクレジットカード会社、カード番号、名義、有効期限等、お客さまのクレジットカードに関する事項を申込フォームに入力してください。

第28条（利用料金の支払期限）

1. お客さまは、利用料金の支払方法として銀行預金口座への振込を選ぶ場合には、当月分の本サービスの利用料金を翌月末日までに、当社に対して支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、お客さまから特に申出があり、当社が認めた場合には、支払期限を変更することがあります。この場合、支払期限については、当社がお客さまに送付する請求書に記載するものとします。
3. お客さまは、利用料金の支払を遅滞した場合には、その期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7章 解除

第29条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、当社が翻訳を完成しない間は、いつでも損害を賠償して本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
3. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った利用料金の償還を受けることはできず、また、利用料金の支払を免れることはできません。

第30条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で会員登録及び本サービスの解除を行うことができます。
 - (1) 本利用約款で定める義務に違反した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立がなされた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、相手方に対して、お客さまが本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (2) 暴力団関係企業。
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
 - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及びお客さまは、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。

- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができます。
 4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
 5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第8章 紛争の解決等

第32条 (準拠法)

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第33条 (裁判管轄)

本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第34条 (紛争の解決のための努力)

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第9章 本利用約款の改定

第35条 (本利用約款の改定)

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本サービスの内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則 (2007年10月24日実施)

本利用約款は、2007年10月24日から実施します。

附則 (2012年6月19日最終改定)

本利用約款は、2012年6月19日に改定し、即日実施します。